



ソラーレ通信 >>>

>>> 2025.1

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <https://www.solare-sr.com>

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F

Tel > 03-6712-8889

Fax > 03-6712-8885

Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 高 齢 者 > 高齢労働者の労働災害
2. 社会保険 > マイナ保険証に関する企業の対応
3. 提 供 > 経営に役立つリポート
4. コ ラ ム > ソラーレスタッフより

1. 高 齢 者

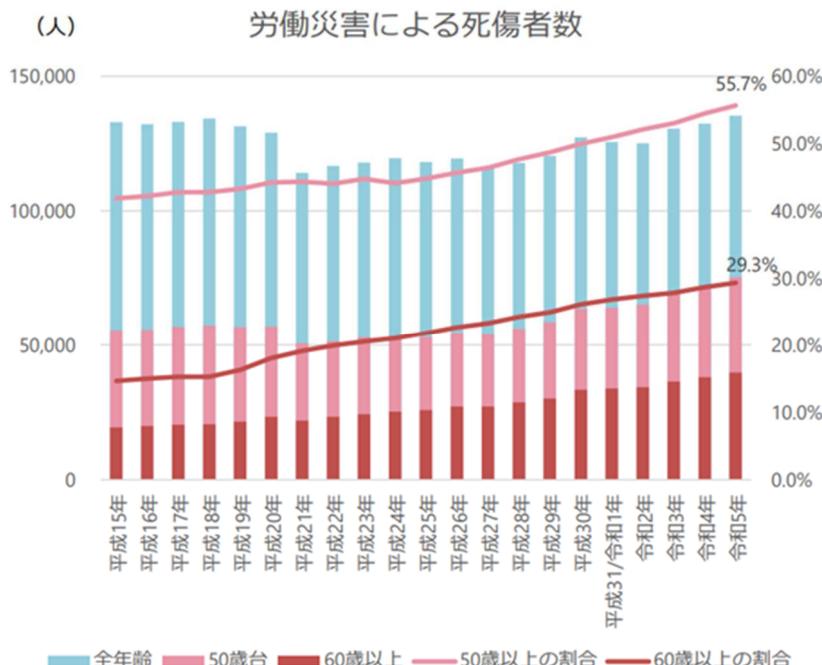
高齢労働者の労働災害

人手不足に悩む多くの企業で、キャリア豊富な高齢者の働きに期待をかけていることと思います。他方、高齢労働者の増加に比例して、高齢労働者の労働災害が業種を問わず増えています。政府の安全衛生対策の動向についてお伝えします。

1. 労災被害者の3割は60歳以上

厚生労働省の調査によると、令和5年に労働災害で死亡、または4日以上休業した人は計135,371人で、

このうち60歳以上が29.3%の39,702人に上っています。60歳以上の死傷者数は、右肩上がりが増えていきます。



※厚生労働省「高齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

背景には、労働者数に占める60歳以上の割合が高まってきたことと、加齢によって身体機能が低下し、事故を起こしやすいことがあります。

高齢者が被災しやすい労働災害は、「墜落・転落」

と「転倒」です。「墜落・転落」は、建設業だけでなく、小売業、社会福祉施設、飲食店、医療保険業、金融業、教育・研究業、製造業、陸上貨物運送業のいずれも、加齢に応じ発生率が上昇する傾向があります。

「転倒」も、業種に関わらず、おおむね同じ傾向が見られます。

また、労働災害による休業の見込み期間も、年齢が上がるにしたがって長期化する傾向があります。

2. 低調な企業の対策

高齢者の労働災害を防ぐため、政府は令和2年3月に

「エイジフレンドリーガイドライン」（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を定めました。ガイドラインでは、身体機能の低下を補う設備・装置導入などの職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況把握と対応などを企業に呼び掛けています。しかし、令和5年の調査では、「対策に取り組んでいる」と答えた事業所が19.3%にとどまっています。

60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

※厚生労働省「高齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

取り組みが低調な現状を受け、厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会では令和6年度、高齢者の労働災害防止対策の強化について、議論が重ねられています。11月22日に出された報告案では、「高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である」という内容が盛り込まれました。

政府は今後、労働安全衛生法の改正などを通じて、企業により強く取り組みを促すことになりそうです。

3. さいごに

厚生労働省サイトでは、高齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレットが公表されています。転倒・腰痛予防を図る体操、高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト、企業の取り組み事例等の情報が発信されておりますので、取り組みを進める際には、ご参考になさるとよいでしょう。

また、弊所でも高齢者が働きやすい職場環境づくりについて相談にのっています。いつでもお声がけください。

2. 社会保険

マイナ保険証に関する企業の対応

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うルールがスタートしました。これに伴い日本年金機構では、企業が提出する「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」の様式を変更しました。全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している企業は、これらの届出の際、注意が必要です。本稿では、様式の変更点などを説明します。

1. 資格確認書

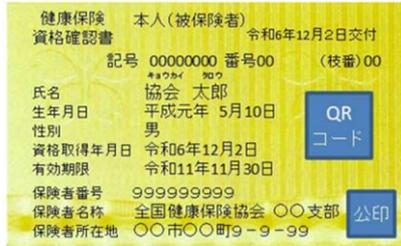
マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うことが原則となったことに伴い、企業が行う社会保険の手続きが、少し変わりました。

企業の担当者は、社員が入社した時には「被保険者資格取得届」、従業員に赤ちゃんが生まれるなどして被扶養者が生じた時には「被扶養者（異動）届」を年金事務所に提出します。そうすると、これまで、協会けんぽに加入している企業に対し健康保険証が送られてきました。しかし、現在、健康保険証は送られてきません。

ただ、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証として利用登録していない方に配慮して、協会けんぽが希望者に「資格確認書」を発行しています。資格確認書があれば、マイナンバーカードがなくても、保険適用で医療機関や薬局を利用できます。

資格確認書は次の図のように、従来の健康保険証と同じプラスチック製のカードで、色は黄色です。有効期間は、最大で5年となっています。



※全国健康保険協会「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する制度説明資料（令和6年5月）」より

2. 発行要否欄

資格確認書の導入に伴って、下図のように、「被保

険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」に、資格確認書の発行要否欄が設けられました。

企業の担当者が、資格確認書の発行が必要かどうかを聞いて、必要であれば、発行要否欄のチェックボックスにチェックを入れます。そうすると、協会けんぽから企業に資格確認書が送られてくるので、従業員に渡してください。

企業は、原則として、新しい届出書を使って手続きを行うこととなりますが、やむをえず旧届出書を使う場合には、備考欄に「資格確認書要」と書いて提出してください。なお、旧届出書は、令和7年2月28日までで受付を終了する予定です。

資格確認書が必要であるにもかかわらず、発行要否欄にチェックを入れ忘れた場合でも、協会けんぽが調査して資格確認書を発行してくれます。ただし、発行まで2カ月程度かかるので、注意してください。

また、すでに被保険者、被扶養者となっている人が資格確認書を必要とする場合には、協会けんぽに直接、資格確認書交付申請書を提出すれば、発行してもらえます。

被保険者資格取得届

被扶養者（異動）届

※日本年金機構の様式から抜粋

3. さいごに

現在持っている協会けんぽ発行の健康保険証も、最大で令和7年12月1日まで使うことができます。従業員には、早めに、マイナンバーカードを健康保険証とし

て利用登録するよう促すとよいでしょう。マイナ保険証についてわからないことがあれば、弊所に気軽にお問い合わせください。

Q&A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2 ページ目の「マイナ保険証に関する企業の対応」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 従業員が退職した場合はどのような取り扱いになりますか？

A. 令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。資格確認書については、有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

3. 提供

『経営に役立つレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けするレポートは、経営に役立つ情報が満載です！
 ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
 関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
 情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
 お気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月の経営に役立つレポート

レポート番号	タイトル	内容
#48241 (全5ページ)	【ハラスメント対策】行為者の処分と被害者のケア。 ハラスメントがなくても対応は必要	<ul style="list-style-type: none"> ・緊行為者の処分と被害者のケア ・行為者の処分：行為の内容と処分の重さを釣り合わせる ・事例に見るハラスメントの懲戒処分 ・被害者のケア：行為者と被害者とを引き離す 等
#48242 (全4ページ)	【ハラスメント対策】中小企業で起きると大問題の 「逆パワハラ」に経営者はどう立ち向かうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・逆パワハラは組織が機能不全を起こす前兆？ ・こんな事態は末期？ 明らかな逆パワハラの例 ・逆パワハラへの対応 ・(参考) 逆パワハラの法的な位置付け
#48243 (全7ページ)	【ハラスメント対策】社員が取引先に ハラスメントをしたらどうする？	<ul style="list-style-type: none"> ・対策が漏れがちな取引先へのハラスメント ・事実確認 ・取引先へのフォロー ・行為者に対する措置 等
#48244 (全8ページ)	【新任役員、新任管理職】感覚だけではなく、 数字の裏付けをもって良い取引と悪い取引を 判断しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・良い取引と悪い取引の判断 ・費用を分類してみよう ・取引先ごとの収益状況を比較してみよう 等
#48245 (全5ページ)	【管理会計】見えない人件費、 役割に付随する仕事も想定して判断せよ！	<ul style="list-style-type: none"> ・質問：売上高より低い人件費なら“お得な採用”？ ・「見えない人件費」とその正体 ・売上の全てが利益になるわけではない ・ABCで人件費を配賦する 等

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889
 FAX >>> 03-6712-8885

貴社名		ご担当者様	部署・所属
所在地	〒		
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報、レポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。



竹中 幹夫

冬にキャンプをやるぞ！ということで、年始に家族で西丹沢のキャンプ場へ行ってきました。冬キャンプは初の試みなので本格的な冬キャンプ（テント泊）の準備として、今回は風呂・トイレ・エアコン・床暖房付きのコテージに泊まりました。冬キャンプの良いところは、「虫がない、人が少なく落ち着いて過ごせる、たき火の暖かさが身に染みる、料金が安い」など色々ありますが、とにかく寒いので事前準備が大切だということを実感しました。仕事もプライベートも事前準備をしっかり行って、1年間楽しんで過ごしたいと思います。今年も引き続きどうぞよろしくお願い致します。



野々山 環

あけましておめでとうございます。皆様、よいお年をお迎えでしょうか。
自分の専門分野でいえば、今年2025年は企業の「カスタハラ（カスタマーハラスメント）対策」が大きく動く年になるのではないかとみています。
東京都カスタハラ条例が4月から施行されることも影響は少ないと思われます。
カスタハラは顧客からの嫌がらせや過度な要求という性質上、顧客と直接対応することが多い小売業や飲食業、サービス業などで問題視されることが多いですが、BtoB（企業間取引）の場面で起こることも見過ごさないでいただきたいのです。
ソラーレ YouTube チャンネルでも「カスタハラ対策必見シリーズ」と題して、企業のカスタハラ対策を本気で考える企業の皆様のお役に立てるよう情報を発信していきます。
研修にも力を入れていきますので、御社のハラスメント対策に今年もぜひソラーレをご利用ください。
今年もよろしくお願いいたします。



佐々木 良

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。
年末年始は9連休という長期休暇をいただき、業務を離れてゆっくり過ごすことができました。お休みのあいだに今年の目標を決めて、勉強も始めることができました。
このペースを1年間継続して、日々精進していきます。



関根 智樹

1月になりました。明けましておめでとうございます。。
昨年の年末休みから年明けのお正月休みは土日も含めると9連休でした。
これまでの年末年始休みは年明けの給与計算の事などどうしても気になってしまいがちで気持ちも悶々としながら過ごしがちでしたが、今回の年末年始休みは徹底的に仕事の事は一切考えず過ごしました。そして特に遠出もせず、母親の入所施設に顔を出し、父親の墓参りに行き、近所の買い出しやら、大掃除とまではいかない水廻りだけのプチ大掃除。大晦日は映画を見に行き、お店で年越しそばを食べ、夜から紅白歌合戦を観て除夜の鐘をききながら年越し。元旦に鶴岡八幡宮にお参りし、出店でたこ焼きをハフハフ頬張りしながら食べ、2日、3日はテレビで箱根駅伝を応援。久々に年末年始休みを堪能し、心身共にスッキリして仕事はじめを迎えました。オンとオフをしっかり切替えて、これからも過ごしていきたいです。



堀内 和希

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。新年になりました！皆さんの今年の目標は何ですか？私は明確な目標があるわけではないのですが、今年は失敗とチャレンジの年にしたいなと思っております。人間失敗ないと成長しないと普段から息子に言い続けているのですが、自分が率先して失敗やチャレンジしていく姿を見せていきたいと思えます！



大谷 裕美

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。
昨年からはじめた習慣を今年も続けていこうと思います。
9月頃から始めた『バレットジャーナル』
※箇条書きで自分の行動や思考を管理する手帳術またはスケジュールです。
特にルールはないので、ノートさえあればいつでも始められます。なかなか小さな習慣を忘れてしまう事ってありますが、わたしには合っているようで現在は習慣が定着しております！目標、読んだ本、買い物リスト、仕事でのアイデアなど頭の中が整理できておすすめです。今年はタスクに勉強（学び）も追加しなくては。
皆様、充実した素敵な1年をお過ごしください。



樋田 美奈子

元旦は、早起きし、朝ランして初日の出を大槇橋で拝んだ樋田です。
EXILEの『Rising sun』を聞きながら、決意を新たに1年のスタートを切りました！

今月は、年末年始休暇で、「このプリン、いま食べるか？ガマンするか？」という本を読んだので、ご紹介します。

この本には、後悔しない時間の使い方について、紹介をしています。人生は、「幸福の時間」「投資の時間」「役割の時間」「浪費の時間」の4つの時間でできています。

「幸福の時間」は、やりたいこと、喜びを得られることをして幸せを感じる時間
「投資の時間」は、目的のために努力している時間
「役割の時間」は、やらなければいけないことをしている時間
「浪費の時間」は、無意識に過ごしてしまうムダな時間です。

4つの時間をどう配分するか、人によって選択は異なります。ただ、言えることは、その時間にどんな意味を持つかによって、その時間の価値は変わるので、本の題名にある、このプリンを今食べるかガマンするか？
今食べると、「幸福の時間」となります。しかし、ガマンすれば、ダイエットなどしている人からすれば、将来への「投資の時間」となります。

絶対的な正解なんてないかもしれません。あるのは、「その時の自分の選択」です。
4つの時間の配分を考えながら、自分の求める理想の時間に近づけていく、そのための行動をとる。そんな1年にしたいと思えます。
今年もどうぞ、よろしくお願ひいたします。



楠橋 ルリ子

皆様、初めまして。

昨年の10月にソーラーレに入社いたしました、楠橋ルリ子と申します。

私は、2004年の社労士試験に合格しましたが、しばらく子育て中心の毎日を送っていました。その後、他の社労士法人で7年ほど業務に携わらせていただき、今に至ります。

まだまだ未熟ではございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

年末年始は、四国の実家で過ごしました。海が近いので弟家族と一緒に浜辺で焼き芋をしました。波の音、焚火の音、炎の揺らめき、懐かしいにおいに癒されました。

今年も1年頑張ります。



渡辺 健太郎

1月6日の仕事始めは、東京では40日ぶりのまとまった雨となり、久しぶり感じる雨のおいが新鮮でした。

私たちが感じるこの雨のおいには、主に「ペトリコール」と「ゲオスミン」の2種類あり、「ペトリコール」は久しぶりに雨が降った時に感じるにおいで、乾燥した土や石の表面にくっついた植物の油が、降雨によって空気中に放出されて発生するもの。「ゲオスミン」は、降っている最中や雨上がりに感じられ、土の中のバクテリアなどによって作り出される有機化合物の微かなカビのような匂いで、雨が蒸発していく過程で拡散します。

雨の日はなんとなく憂鬱で、外に出るのも面倒と思いがちですが、子ども時代を思い出すような、どこか懐かしいにおいを感じながら過ごすのも良さそうです。



福田 将平

変形労働時間制を活用している事業所は多いと思います。その中でも「一か月単位の変形労働時間制」はいわゆる「シフト制」と呼ばれるものとはほぼ同じ意味で使われることも珍しくないくらいです。例えば飲食店やサービス業で一か月の勤務表をあらかじめ決めてそれに従って働いてもらう方式です。しかしこの「一か月単位の変形労働時間制」の適用にはいくつか要件があり、実はそれらをすべてクリアしないと無効になります。要件を欠いていても普段問題なく運用できていればその問題は表面化しにくいのですが、裁判などで未払い残業代などを請求されると決まって、それと併せてこの制度の無効を主張されますし、裁判所はこれに関しては厳格に判断して必要な要件の一つでも欠けば無効と認めます。安易に導入されがちですが、実は意外と難しいのがこの「一か月単位の変形労働時間制」なのです。導入に際しては社会保険労務士のチェックは必須と言えるでしょう。

今年もよろしくお願いいたします。

今年も1月15日に経営計画発表会を開催しました。

毎年、ソーラーレのスタッフだけで開催しているのですが、昨年完全在宅パートさんも一泊二日でお呼びしてリアルで参加しています。完全在宅パートさんの人数も増えているため、全員お呼び出来ないのが心苦しいです。今年は2名で福島県と福岡県から来てくれました。入社から1年以上経っているのですがリアルで会うのは初めてです。

オンラインだと「身長」がわかりませんので、実際にリアルで会ってみると思っていたより背が高かったり、低かったり。でも身長は私たちの仕事に影響はないから問題ありません。

完全在宅パートさんの雇用を初めてから1年半が経過しました。旦那さんの転勤が多いなど事情があって在宅勤務を選択していますが、とても優秀な人たちが多いという実感です。

業種や職種によっては在宅勤務が出来ない仕事もありますが、在宅でも出来る仕事であれば積極的に在宅勤務制度を導入してみたいかと思いますが。

ソーラーレは在宅勤務制度のノウハウを蓄積していますので、ご興味あれば是非ご相談ください。